

会則

第1条（名称）

本会は、「OsakaCitySCPARTNER」と称します。

第2条（本会の運営会社）

本会の本部は、株式会社 OsakaCitySC に置きます。

第3条（目的）

本会は

OsakaCitySC の支援

OsakaCitySCPARTNER 会員のビジネスの発展
を目的としています。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- 1 定例の親睦会・懇親会の開催
- 2 クライアント間の事業活動の援助
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員資格） 本会の入会資格は原則として次の条件を満たす方とします。

- 1 罰金以上の刑事裁判を受けたことがない方、または罰金以上の刑事裁判（複数ある場合には直近のもの）を受けてから5年以上経過した方
- 2 不正競争防止法、その他の法令に違反する目的・態様で参加される疑義が認められないこと
- 3 反社会的勢力及びそれに準じる方でないこと
- 4 ネットワークビジネスに現在関与していないこと
- 5 成年であること

- 6 被後見人、被保佐人、被補助人でないこと
- 7 その他、本会の裁量による本会への参加不許諾を受けなかった方
- 8 1人以上の会員の紹介、または運営からの紹介があった方

第6条（入会方法及び会費）入会するには、次の入会方法の手順を踏んだ上で入会費及び年会費を納入しなければならない。

- 1 PayPal への登録
- 2 月会費 5,000 円（税込）
- 3 LINE@グループへの参加

※入会費・年会費のお支払をもって入会完了とさせていただきます。

※入会月翌月から自動更新となり、入会時に選択した支払い方法にて、

毎月会費をお支払いいただきます。なお、更新を希望されない場合は、更新月の前月末日までに、本会までご連絡いただき、指定の書類にて、その旨申し出ください。

※月会費及び各種会費等は、クレジットは決済日、振替口座は毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に自動口座引き落としにて毎月所定日に決済をさせていただきます。特に通知はいたしません。

第7条（変更の届出）

クライアントは、所属する企業や所在地、役職等変更があった場合は速やかに本会に報告するものとします。

第8条（会員資格の譲渡）

クライアント資格はいかなる場合も他人に譲渡することはできません。

第9条（表明および保証）クライアントは、自己が反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）に該当しな

いこと、及び反社会的勢力と一切関係を有していないことを表明し、保証する。

第10条（禁止事項）

クライアントは、次に掲げる行為を行なってはいけません。

- 1 本会の提供するシステムを違法行為もしくは違法行為と思料される用途に使用すること。代表が欠けたときまたは、事故その他、代表の職務を行えない事由があるときは、代表の定める順序に従い代表代行がその職務を代行する
- 2 本会及び本会のクライアントを誹謗・中傷する行為
- 3 本会の運営を妨害する行為
- 4 本会与類似もしくは競合する事業ないしシステム運営を行なうこと
- 5 本会を利用して選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為をすること
- 6 当会を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、及び宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をすること
- 7 本会を利用してネットワークビジネス及びそれに類するビジネスの営業行為を行うこと

第11条（会員の義務）

クライアントは、本会が定める本規約会則を遵守するものとします。

第 12 条（除名）

クライアントが会則を遵守せず、本会が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらずクライアントがこれに応じない場合、当該クライアントに対し除名の処分をすることができます。尚、本会が除名処分をする場合、当該クライアントに除名理由を説明いたしません。

第 13 条（会員資格の喪失）

クライアントは、次の事由により退会となり、その資格を喪失します。

- 1 退会の申出を行い、手続きが完了したとき
- 2 除名された場合
- 3 クライアントが死亡した場合
- 4 破産、会社更生、民事再生、その他これに類する申立てをされ又は自ら申立てたとき
- 5 他のクライアント、本会、運営会社又は第三者を誹謗中傷する行為及びその虞れがあると本会が判断したとき
- 6 会費滞納が 6 ヶ月続くこと

第 14 条（退会及び休会）

クライアントは本会の退会を希望する場合、運営事務局に書面にて退会届（書式は自由）を提出するものとします。なお、退会の場合、退会クライアントが既に支払われた会費については返金されないものとします。退会届の提出期限は、退会希望日を含む月の前月の末日とします。

休会を希望する場合、運営事務局に書面にて休会届（書式は自由）を提出するものとします。なお、休会の場合は会員権を再取得する際に 5,500 円（税込）の費用がかかるものとします。

第 15 条（本会の廃止）

本会は、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化又は本会の都合により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止もしくは廃止することができます。この場合、本会は利用者に対していかなる賠償の責任を負いません。

第 16 条（免責）

第 4 条第 3 号に定める事業において、本会はクライアントへの情報交換、相互交流、事業活動全般の援助を行うのみであり、経済的利益を保障するものではありません。また、本会の目的および事業以外でのクライアント間のトラブル等については、本会は免責されるものとし、クライアント間で解決するものとしします。

第 17 条（個人情報の扱い）

本会は、クライアントの情報を厳重に取り扱うものとし、活動目的においてのみ利用するものとしします。

第 18 条（規約内容の変更手続）本会則の変更については軽微な変更は過半数、重要な変更は全クライアントの 3 分の 2 の同意が必要になる。但し、会則の変更内容をクライアントへメール通知により発表した後 1 ヶ月を経過しても会員から異議が出なかった場合、全クライアントが当該会則内容の変更同意したものとみなす。

第 20 条（準拠法）

本会則は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、本会則に関する一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第 21 条（協議事項）

本会則の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、協議の上円滑に解決を図るものとします。

第 22 条（細則）

この会則の施行に必要な細則は別に定める。

以上

この会則は令和 4 年 1 月 23 日より施行する